

< 2011, 12 / 21付 >

婚外子相続差別は憲法違反- 名古屋高裁判決

- 10, 3 / 10 東京高裁、11, 8 / 24 大阪高裁に続く

3件目の違憲判断-

2月1日から3日の新聞で、12月21日付の名古屋高裁違憲判決のことが報道され、8月の大阪高裁違憲決定に続く、名古屋高裁の違憲判決にとっても嬉しくなりました。

判決は、相続差別規定そのものは合憲と判断した上で、婚外子が生まれた時に被相続人の父が一度も結婚をしていない場合には、“優遇すべき嫡出子”がないので、法律婚の尊重にあてはまらず、憲法14条1項に違反するというものです。

大阪高裁決定のように規定そのものが憲法違反、と判断しなかったことは大変残念ですが、それでも違憲の理由として、相続差別規定は明治時代の旧民法制定時代に設けられ、戦後に引き継がれたものであり、家族形態の変化や事実婚や非婚など男女の共同生活の在り方も多様化しているなど、国民意識は大きく変化していると指摘したこと。子どもの権利条約の規定にも言及し、生まれによって差別されない制度が求められていると述べたことは、とても嬉しいことです。

この裁判は、遺産を妻に遺贈するとの被相続人（父）の遺言に対する遺留分をめぐる争いで、婚外子相続差別規定及び相続差別規定を遺留分に準用すると規定した民法1044条は憲法違反であると訴えたものです。

■相続差別規定は合憲と判断

判決では、1995年の最高裁大法廷合憲決定を引用しつつ、以下の理由から、相続差別規定は合理性があり、憲法14条1項に違反しないとしています。

①憲法14条1項は合理的理由のない差別を禁止する趣旨であり、法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理性を有する限りは同項に違反しないと解されている。

②民法は法律婚主義を採用しており、その結果婚姻関係から出生した嫡出子と婚姻外の関係から出生した非嫡出子との区別が生じ、親子関係の成立などにつき異なった規律がされることには合理性がある。

③民法が法律婚主義を採用している以上、法律婚とそれに基づく法律関係を優遇する本件規定の立法理由には、尊重し優遇されるべき法律婚が現にまたは過去に存在している状態で出生した非嫡出子との関係において、合理的根拠となる。

■婚外子が生まれた時に、被相続人が一度も婚姻していない場合に限り違憲

しかし、婚外子が出生した時点において、被相続人に法律婚で生まれた子どもがない場合は、相続差別規定を適用することは次のような理由から、憲法14条1項に違反し無効であるとしてきました。「非嫡出子が出生した時において、被相続人が一度も婚姻したことがない場合には、その時点では、本件規定により尊重し優遇すべき嫡出子も存在しないのであるから、後日被相続人が婚姻して出生した嫡出子との関係で本件規定の適用があるとするは、法律婚とそれに基づく法律関係を尊重し優遇することに関連せず、差別には合理性があると解することは困難。」「被相続人が一度も婚姻していない状態で出生した非嫡出子とその原因となった男女の関係は、その時点では、豪も法律婚とそれに基づく嫡出親子関係などの法律関係を脅かすものではない」

■国民意識の変化や事実婚や非婚など男女の共同生活の多様化

判決は憲法14条違反とする理由を更に次のように続けた上で、「嫡出であるか否かなどの生まれによって差別されない制度が求められている」と述べています。

①「非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とする相続規定は、明治時代の旧民法制定当時に設けられ、戦後の民法改正の際に引き継がれたものであるが、家族関係や親子関係等に対する国民意識や婚姻関係等の実情は、大きく変化している。すなわち、少子高齢化に伴い家族形態は変化してきており、事実婚や非婚など男女の共同生活のあり方も一様なものでなくなってきていることは公知の事実であり、必ずしも法律婚でなくとも、子供を持ち、周囲もそのことを受容する傾向が現れてきている。」

②「平成8年の法制審議会総会決定による法律案要綱によれば、相続分を同等化とするものとされており、平成6年批准の児童の権利条約2条1項は「…出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し及び確保する」と定めているなど、嫡出であるか否かなどの生まれによって差別されない制度とすることが求められているのである。」

■最高裁は、上告中の“適用違憲”裁判を大法廷に回付し、法令違憲の判断を！

今回の判決を読むほどに、大法廷決定の呪縛から逃れられず、相続差別規定を合憲とし、それでもなんとか違憲にしたいというぎりぎりの選択として“適用違憲”にしたような気がしてなりません。1995年最高裁大法廷の合憲決定以降、高裁段階で相続差別違憲の判断が出されたのは、東京・大阪・名古屋の3件です。大阪・名古屋の裁判は上告せず確定していますが、東京高裁で適用違憲と判断された裁判が、最高裁に上告中です。

最高裁は、判決が指摘するように国民意識や婚姻関係等の実情の大きな変化を認め、この裁判を大法廷に回付し“規定は違憲”との判断を出す時ではないでしょうか。

(通信Voice 2012, 1-2月号より)